

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第80号

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																																																														
様式第15号（第18条関係） <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1"><tr><td rowspan="3">略</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td><td></td></tr><tr><td>対象鳥獣捕獲員であるか否かの別</td><td></td></tr></table> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>1 県下全域</td><td>2 放鳥獣猟区の区域のみ</td></tr><tr><td colspan="2">(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。）</td></tr><tr><td colspan="2">対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村） 対象鳥獣捕獲員ではない。</td></tr><tr><td colspan="2">(4) 略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">(5) 略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">(6) 略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">(7) 略</td></tr><tr><td colspan="2">注1及び2 略</td></tr><tr><td colspan="2">3 (7)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。</td></tr></table>	略	略		放鳥獣猟区の区域の登録の有無		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		略		1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ	(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。）		対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村） 対象鳥獣捕獲員ではない。		(4) 略		略		(5) 略		略		(6) 略		略		(7) 略		注1及び2 略		3 (7)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。		様式第15号（第18条関係） <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1"><tr><td rowspan="3">略</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>1 県下全域</td><td>2 放鳥獣猟区の区域のみ</td></tr><tr><td colspan="2">(3) 略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">(4) 略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">(5) 略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2">(6) 略</td></tr><tr><td colspan="2">注1及び2 略</td></tr><tr><td colspan="2">3 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。</td></tr></table>	略	略		放鳥獣猟区の区域の登録の有無				略		1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ	(3) 略		略		(4) 略		略		(5) 略		略		(6) 略		注1及び2 略		3 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。	
略		略																																																													
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無																																																													
	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別																																																														
略																																																															
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ																																																														
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。）																																																															
対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村） 対象鳥獣捕獲員ではない。																																																															
(4) 略																																																															
略																																																															
(5) 略																																																															
略																																																															
(6) 略																																																															
略																																																															
(7) 略																																																															
注1及び2 略																																																															
3 (7)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。																																																															
略	略																																																														
	放鳥獣猟区の区域の登録の有無																																																														
略																																																															
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ																																																														
(3) 略																																																															
略																																																															
(4) 略																																																															
略																																																															
(5) 略																																																															
略																																																															
(6) 略																																																															
注1及び2 略																																																															
3 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。																																																															

4 略

添付書類

1 (6)の要件を申請者が備えていることを証する書面

2 略

3 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、市町村長がそのことを証する書面

4 略

添付書類

1 (5)の要件を申請者が備えていることを証する書面

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。